

低入札価格調査対象工事における特約条項

(契約の保証に係る特約)

第1条 石川県建設工事標準請負契約約款第4条第2項及び同条第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

(前金払及び中間前金払に係る特約)

第2条 前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とする。部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあっては、請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、中間前金払をした後の前金払額の合計額が請負代金額の10分の4以内とする。

(契約が解除された場合等の違約金に係る特約)

第3条 石川県建設工事標準請負契約約款第45条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

(技術者の追加配置に係る特約)

第4条 受注者は、入札公告において求めている配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。